

令和5年5月2日

生徒・保護者 各位

学校法人 土浦日本大学学園  
理事長 佐藤 豊  
土浦日本大学高等学校  
校長 伊藤 哲弥

## 5類感染症への移行に伴う本学園における 新型コロナウイルス感染症対策について（ご連絡）

### ●感染症対策について

- ・引き続き、ご家庭と連携し生徒の健康状態の把握に努めます。
- ・学内では適切な換気の確保に努めます。（休み時間毎を推奨）
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導に努めます。
- ・原則、校内でのマスク着用は求めません。また、昼食時の黙食は必要ないものとします。ただし、地域や校内において感染が流行していると判断出来る場合はこの限りではありません。なおこの際、近距離・対面・大声での発声や会話を控えること、また、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する指導などを一時的に行う場合があります。
- ・密集（登下校時の電車内など）の場においては、マスク着用を推奨します。
- ・クラブ活動において、大会出場2週間前を目安に、クラブ単位などで感染対策の徹底を図る場合があります。受験を控えた生徒についても同様といたします。

●感染状況に応じた機動的に講ずる処置等について

- ・生徒の感染が判明した場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じます。なおその際、生徒の学習に遅れが生じぬよう、必要な配慮を行います。

⇒ 生徒が感染した場合の出席停止期間は、発症日を0日目として5日間、かつ、症状軽快から24時間とします。

⇒ ご家族内等で陽性者が発生し、生徒が濃厚接触者になった場合、ご家庭内等の感染症対策（1.可能であれば過ごす部屋を分ける 2.マスク着用 3.トイレや浴室の消毒、手の触れる部分の消毒 4.こまめな手洗い 5.窓をあけて換気 6.食事は時間・空間を分ける（2m以上） 7.洗濯物・ゴミは直にふれない）のご協力をお願いします。

- ・合理的な理由（高齢者と同居する者、基礎疾患を有する者等）により、感染不安で生徒を休ませたい場合、校長の判断により、引き続き『非常変災等児童生徒及び保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日』として扱います。なおその際、必ず保護者様から申し出るようにしてください。

- ・その他については、適時判断させていただきます。

以 上